

# 消防署事務分掌表

(令和6年4月1日)

消防署	消防第1・2・3課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 対外的指導及び教養訓練に関すること。</li> <li>2 消防団の指導に関すること。</li> <li>3 消防、救助関係の運用に関する計画の策定に関すること。</li> <li>4 消防、救助等機械器具の整備保全及び装備の研究に関すること。</li> <li>5 水火災、その他の災害の救助、警戒及び防御に関すること。</li> <li>6 消防警備計画に関すること。</li> <li>7 消防水利の調査点検に関すること。</li> <li>8 消防情勢及び各種警備に関すること。</li> <li>9 防火査察に関すること。</li> <li>10 火災原因調査及び損害調査に関すること。</li> <li>11 消防技術に関すること。</li> <li>12 記録統計に関すること。</li> <li>13 防災に関すること。</li> <li>14 その他警防救助に関すること。</li> <li>15 気象観測に関すること。</li> <li>16 消防通信の企画及び運用に関すること。</li> <li>17 消防通信施設に関すること。</li> <li>18 災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>19 通信指令の統計に関すること。</li> <li>20 緊急消防援助隊の出動要請及び計画に関すること。</li> <li>21 その他通信指令業務に関すること。</li> </ul>
	救急係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救急業務に関すること。</li> <li>2 救急業務の高度化に関すること。</li> <li>3 救急関係の運用に関する計画の策定に関すること。</li> <li>4 救急統計に関すること。</li> <li>5 救急医療団体に関すること。</li> <li>6 救急機械器具の整備保全及び装備に関すること。</li> <li>7 対外的指導及び教養訓練に関すること。</li> <li>8 その他救急に関すること。</li> </ul>
	分遣所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水火災、その他の災害の救助、警戒及び防御に関すること。</li> <li>2 地理及び消防水利の調査等に関すること。</li> <li>3 各種機械器具等の整備保全及び装備に関すること。</li> <li>4 消防情勢及び各種警備に関すること。</li> <li>5 防火査察に関すること。</li> <li>6 火災原因調査及び損害調査に関すること。</li> <li>7 火災予防の指導・啓発に関すること。</li> <li>8 火災とまぎらわしい行為等の届出に関すること。</li> <li>9 救助業務に関すること。</li> <li>10 救急業務（離島については救急支援）及び応急救護に関すること。</li> <li>11 応急手当の普及啓発活動に関すること。</li> <li>12 対外的指導及び教養訓練に関すること。</li> <li>13 消防団等の訓練指導及び連絡調整に関すること。</li> <li>14 その他警防救助救急に関すること。</li> </ul>
	消防管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 対外的指導、広報及び訓練の調整に関すること。</li> <li>2 消防、救急等機械器具及び車両の整備保全、装備に関すること。</li> <li>3 消防相互応援協定に関すること。</li> <li>4 緊急消防援助隊事務に関すること。</li> <li>5 消防統計に関すること。</li> <li>6 消防団の諸行事等の連絡調整に関すること。</li> <li>7 消防、救急関係の運用に関する計画の策定に関すること。</li> <li>8 その他消防管理に関すること。</li> </ul>